

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

新潟県 令和7年2月改定分

現行 (令和6年10月20日以降適用版)										改定案 (令和7年2月20日以降適用版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条(項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条(項目見出し)	新条文	改訂理由			
1	1	0	0	0	0	0	第1編	1	0	0	0	0	0	第1編	共通編				
1	1	1	0	0	0	0	第1章	1	1	0	0	0	0	第1章	総則				
1	1	1	1	0	0	0	第1節	1	1	1	0	0	0	第1節	総則				
1	1	1	1	2	0	0	1-1-1-2	1	1	1	2	0	0	1-1-1-2	用語の定義				
1	1	1	1	2	3	0	3. 監督員とは、約款第10条第1項に基づき発注者が選任し、その職名及び氏名を受注者に通知した者をいう。また約款同条第3項に基づき、複数の監督員を選任した場合には第1編 1-1-1-7第1項の各号に規定した者を総称していう。	1	1	1	2	3	0		3. 監督員とは、約款第10条第1項に基づき発注者が選任し、その職名及び氏名を受注者に通知した者をいう。また約款同条第3項に基づき、複数の監督員を選任した場合には第1編 1-1-1-8第1項の各号に規定した者を総称していう。	条文追加による番号の修正			
4								1	1	1	5	0	0	1-1-1-5	ワンデーレスポンス・ウィークリースタンス	新規追加			
4								1	1	1	5	1	0		1.ワンデーレスポンス 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。 「ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限内までに回答することを含む。	新規追加(共通仕様書に準拠)			
4								1	1	1	5	2	0		2.ウィークリースタンス 監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」に努める。 ウィークリースタンスとは、原則として、以下に示す通りとする。 ①マンデー・ノービリオド(月曜日は依頼の期限日としない) ②ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時に帰宅できるように必要な対応(業務時間外の連絡を行わない等)を心がける) ③フライデー・ノーリクエスト(金曜日に依頼しない) ただし、災害、事故や苦情等の緊急対応については、上記の限りではなく、受注者が協力して臨機の対応を行うものとする。	新規追加【技術管理課】			
4	1	1	1	6	0	0	1-1-1-5	1	1	1	6	0	0	1-1-1-6	施工計画書	条文追加による番号の修正			
5	1	1	1	6	0	0	1-1-1-6	1	1	1	7	0	0	1-1-1-7	コリンス(CORINS)への登録	条文追加による番号の修正			
5	1	1	1	7	0	0	1-1-1-7	1	1	1	8	0	0	1-1-1-8	監督員	条文追加による番号の修正			
5	1	1	1	8	0	0	1-1-1-8	1	1	1	9	0	0	1-1-1-9	現場技術員	条文追加による番号の修正			
5	1	1	1	9	0	0	1-1-1-9	1	1	1	10	0	0	1-1-1-10	工事用地等の使用	条文追加による番号の修正			
6	1	1	1	10	0	0	1-1-1-10	1	1	1	11	0	0	1-1-1-11	工事の着手	条文追加による番号の修正			
6	1	1	1	11	0	0	1-1-1-11	1	1	1	12	0	0	1-1-1-12	工事の下請負	条文追加による番号の修正			
6	1	1	1	12	0	0	1-1-1-12	1	1	1	13	0	0	1-1-1-13	施工体制台帳及び施工体系図	条文追加による番号の修正			
7	1	1	1	13	0	0	1-1-1-13	1	1	1	14	0	0	1-1-1-14	受発注者間の情報共有	条文追加による番号の修正			
7	1	1	1	14	0	0	1-1-1-14	1	1	1	15	0	0	1-1-1-15	受注者相互の協力	条文追加による番号の修正			
7	1	1	1	15	0	0	1-1-1-15	1	1	1	16	0	0	1-1-1-16	調査・試験に対する協力	条文追加による番号の修正			
8	1	1	1	16	0	0	1-1-1-16	1	1	1	17	0	0	1-1-1-17	工事の一時中止	条文追加による番号の修正			
8	1	1	1	17	1	0		1	1	1	17	1	0		なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編 1-1-1-51 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	条文追加による番号の修正			
8	1	1	1	18	0	0	1-1-1-17	1	1	1	18	0	0	1-1-1-18	設計図書の変更	条文追加による番号の修正			
8	1	1	1	19	0	0	1-1-1-18	1	1	1	19	0	0	1-1-1-19	工期の変更	条文追加による番号の修正			
9	1	1	1	20	0	0	1-1-1-19	1	1	1	20	0	0	1-1-1-20	支給材料及び貸与品	条文追加による番号の修正			
9	1	1	1	21	0	0	1-1-1-20	1	1	1	21	0	0	1-1-1-21	工事現場発生物	条文追加による番号の修正			
9	1	1	1	22	0	0	1-1-1-21	1	1	1	22	0	0	1-1-1-22	建設副産物	条文追加による番号の修正			
10	1	1	1	23	0	0	1-1-1-22	1	1	1	23	0	0	1-1-1-23	工事材料の品質	条文追加による番号の修正			
10	1	1	1	24	0	0	1-1-1-23	1	1	1	24	0	0	1-1-1-24	監督員による検査(確認を含む)及び立会等	条文追加による番号の修正			
11	1	1	1	25	0	0	1-1-1-24	1	1	1	25	0	0	1-1-1-25	数量の算出	条文追加による番号の修正			
11	1	1	1	26	0	0	1-1-1-25	1	1	1	26	0	0	1-1-1-26	品質証明	条文追加による番号の修正			
11	1	1	1	27	0	0	1-1-1-26	1	1	1	27	0	0	1-1-1-27	工事完成検査	条文追加による番号の修正			
12	1	1	1	28	7	0		1	1	1	27	7	0		7. 受注者は、当該工事完成検査については、1-1-1-24第3項の規定を準用する。	条文追加による番号の修正			
12	1	1	1	29	0	0	1-1-1-27	1	1	1	28	0	0	1-1-1-28	概成部分検査等	条文追加による番号の修正			
12	1	1	1	30	5	0		1	1	1	28	5	0		5. 受注者は、当該概成部分検査については、1-1-1-24第3項の規定を準用する。	条文追加による番号の修正			
12	1	1	1	31	0	0	1-1-1-28	1	1	1	29	0	0	1-1-1-29	臨時検査	条文追加による番号の修正			
12	1	1	1	32	6	0		1	1	1	29	6	0		6. 受注者は、当該臨時検査については、1-1-1-24第3項の規定を準用する。	条文追加による番号の修正			
12	1	1	1	33	0	0	1-1-1-29	1	1	1	30	0	0	1-1-1-30	部分使用	条文追加による番号の修正			
13	1	1	1	34	0	0	1-1-1-30	1	1	1	31	0	0	1-1-1-31	施工管理	条文追加による番号の修正			
13	1	1	1	35	0	0	1-1-1-31	1	1	1	32	0	0	1-1-1-32	履行報告	条文追加による番号の修正			
13	1	1	1	36	0	0	1-1-1-32	1	1	1	33	0	0	1-1-1-33	週休二日の対応	条文追加による番号の修正			
13	1	1	1	37	0	0	1-1-1-33	1	1	1	34	0	0	1-1-1-34	工事関係者に対する措置請求	条文追加による番号の修正			
14	1	1	1	38	0	0	1-1-1-34	1	1	1	35	0	0	1-1-1-35	工事中の安全確保	条文追加による番号の修正			







新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

新潟県 令和7年2月改定分

現行 (令和6年10月20日以降適用版)										改定案 (令和7年2月20日以降適用版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文	改訂理由			
90	3	0	0	0	0	0	第3編	3	0	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編				
90	3	1	0	0	0	0	第1章	3	1	0	0	0	0	第1章	一般施工				
90	3	1	2	0	0	0	第2節	3	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準				
90	3	1	2	0	0	0		3	1	2	0	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	発行による修正【河川管理課】			
91	3	1	2	0	0	0		3	1	2	0	0	0		日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧(平成9年12月)	発行による修正			
91	3	1	2	0	0	0		3	1	2	0	0	0		労働省 騒音障害防止のためのガイドライン(平成4年10月)	発行による修正			
91	3	1	2	0	0	0		3	1	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定](2018年10月)	発行による修正			
91	3	1	3	0	0	0	第3節	3	1	3	0	0	0	第3節	共通の工種				
102	3	1	3	14	0	0	3-1-3-14	3	1	3	14	0	0	3-1-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工				
102	3	1	3	14	2	1		3	1	3	14	2	1		なお、接着剤の試験方法は「土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定]」(土木学会、2018年10月)における、JSCB-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	発行による修正			
124	3	1	4	5	0	0	3-1-4-5	3	1	4	5	0	0	3-1-4-5	場所打杭工				
126	3	1	4	5	19	0		3	1	4	5	19	0		19. 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準(令和3年10月環境省告示第62号)、新潟県生活環境の保全に関する条例(昭和46年12月22日条例51号)等に従い、適切に処理を行わなければならない。	発行による修正			
134	3	1	6	0	0	0	第6節	3	1	6	0	0	0	第6節	一般舗装工				
148	3	1	6	9	0	0	3-1-6-9	3	1	6	9	0	0	3-1-6-9	排水性舗装工				
152	3	1	6	9	8	0		3	1	6	9	8	0		8. 受注者は、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。	条文追加による番号の修正			
152	3	1	6	11	0	0	3-1-6-11	3	1	6	11	0	0	3-1-6-11	グースアスファルト舗装工				
152	3	1	6	11	6	0		3	1	6	11	6	0		6. 接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。				
153	3	1	6	11	6	2		3	1	6	11	6	2		表3-1-32(4) 接着剤の規格コンクリート床版用	表削除による番号の修正			
153	3	1	6	11	6	2		3	1	6	11	6	2		表3-1-32(2)シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)防水材料の品名	削除(共通仕様書に準拠)			
156	3	1	6	12	0	0	3-1-6-12	3	1	6	12	0	0	3-1-6-12	コンクリート舗装工				
162	3	1	6	12	9	0		3	1	6	12	9	0		9. 受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。				
162	3	1	6	12	9	1		3	1	6	12	9	1		受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定によるものとし、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、施工・養生方法を記載しなければならない。	条文追加による番号修正			
163	3	1	6	12	12	3		3	1	6	12	12	3		なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、その理由、施工方法を記載しなければならない。	条文追加による番号修正			
172	3	1	9	0	0	0	第9節	3	1	9	0	0	0	第9節	構造物撤去工				
174	3	1	9	14	0	0	3-1-9-14	3	1	9	14	0	0	3-1-9-14	骨材再生工				
174	3	1	9	14	1	0		3	1	9	14	1	0		1. 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-22建設副産物の規定によるものとする。	条文追加による番号修正			
176	3	1	10	5	0	0	3-1-10-5	3	1	10	5	0	0	3-1-10-5	土留・仮締切工				
176	3	1	10	5	3	0		3	1	10	5	3	0		3. 受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準(案)」(国土交通省、平成26年12月一部改正)の規定による。	発行による修正【河川管理課】			
212	3	1	17	0	0	0	第17節	3	1	17	0	0	0	第17節	植栽維持工				
212	3	1	17	2	0	0	3-1-17-2	3	1	17	2	0	0	3-1-17-2	材料				
212	3	1	17	2	1	0		3	1	17	2	1	0		1. 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。なお、薬剤については「農薬取締法」(令和元年12月改正 法律第62号)に基づくものでなければならない。	諸法令の改定による修正			
215	3	1	18	0	0	0	第18節	3	1	18	0	0	0	第18節	床版工				
215	3	1	18	2	0	0	3-1-18-2	3	1	18	2	0	0	3-1-18-2	床版工				
215	3	1	18	2	1	0		3	1	18	2	1	0		1. 鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。				
216	3	1	18	2	1	11		3	1	18	2	1	11		(11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-1-36後片付け)を行わなければならない。	条文追加による番号修正			

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

新潟県 令和7年2月改定分

現行 (令和6年10月20日以降適用版)										改定案 (令和7年2月20日以降適用版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由		
217	4	0	0	0	0	0	第4編	河川編	4	0	0	0	0	0	第4編	河川編			
217	4	1	0	0	0	0	第1章	築堤・護岸	4	1	0	0	0	0	第1章	築堤・護岸			
217	4	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準	4	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
217	4	1	2	0	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	4	1	2	0	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	発行による修正【河川管理課】		
227	4	2	0	0	0	0	第2章	浚渫(河川)	4	2	0	0	0	0	第2章	浚渫(河川)			
228	4	2	4	0	0	0	第4節	浚渫工(グラブ船)	4	2	4	0	0	0	第4節	浚渫工(グラブ船)			
228	4	2	4	3	0	0	4-2-4-3	作業船運転工	4	2	4	3	0	0	4-2-4-3	作業船運転工			
228	4	2	4	3	1	0		受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。	4	2	4	3	1	0		受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。	条文追加による番号修正		
230	4	3	0	0	0	0	第3章	樋門・樋管	4	3	0	0	0	0	第3章	樋門・樋管			
230	4	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準	4	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
230	4	3	2	0	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	4	3	2	0	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	発行による修正【河川管理課】		
230	4	3	2	0	0	0		国土交通省 河川砂防技術基準(令和5年10月)	4	3	2	0	0	0		国土交通省 河川砂防技術基準(令和6年6月時点)	発行による修正【河川管理課】		
230	4	3	2	0	0	0		国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(令和4年3月)	4	3	2	0	0	0		国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(令和5年6月)	発行による修正		
236	4	4	0	0	0	0	第4章	水門	4	4	0	0	0	0	第4章	水門			
236	4	4	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準	4	4	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
236	4	4	2	0	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	4	4	2	0	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	発行による修正【河川管理課】		
240	4	4	9	0	0	0	第9節	鋼管理橋上部工	4	4	9	0	0	0	第9節	鋼管理橋上部工			
246	4	4	18	10	0	0	4-4-18-10	コンクリート舗装工	4	4	18	10	0	0	4-4-18-10	コンクリート舗装工			
246	4	4	18	10	4	0		1. 初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m <sup>2</sup> 程度を大倉に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うものとする。	4	4	18	10	4	0		初期養生は、十分な量の養生剤を適切な時期に均一に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うものとする。	表現の修正(共通仕様書に準拠)		
247	4	5	0	0	0	0	第5章	堰	4	5	0	0	0	0	第5章	堰			
247	4	5	1	0	0	0	第1節	適用	4	5	1	0	0	0	第1節	適用			
247	4	5	1	0	5	0		5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和4年3月)の規定による。	4	5	1	0	5	0		5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和5年3月)の規定による。	発行による修正		
247	4	5	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準	4	5	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
247	4	5	2	0	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	4	5	2	0	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	発行による修正【河川管理課】		
258	4	6	0	0	0	0	第6章	排水機場	4	6	0	0	0	0	第6章	排水機場			
258	4	6	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準	4	6	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
258	4	6	2	0	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	4	6	2	0	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	発行による修正【河川管理課】		
263	4	7	0	0	0	0	第7章	床止め・床固め	4	7	0	0	0	0	第7章	床止め・床固め			
263	4	7	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準	4	7	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
263	4	7	2	0	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	4	7	2	0	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	発行による修正【河川管理課】		
265	4	7	5	0	0	0	第5節	床固め工	4	7	5	0	0	0	第5節	床固め工			
265	4	7	5	1	0	0	4-7-5-1	一般事項	4	7	5	1	0	0	4-7-5-1	一般事項			
265	4	7	5	1	2	0		2. 受注者は、床固め工の施工にあたっては、「仮締切堤設置基準(案)」(国	4	7	5	1	2	0		2. 受注者は、床固め工の施工にあたっては、「仮締切堤設置基準(案)」(国	発行による修正【河川管理課】		
267	4	8	0	0	0	0	第8章	床止め・床固め	4	8	0	0	0	0	第8章	床止め・床固め			
267	4	8	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準	4	8	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
267	4	8	2	0	0	0		国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)(平成23年5月)	4	8	2	0	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	発行による修正【河川管理課】		
300	6	0	0	0	0	0	第6編	砂防編	6	0	0	0	0	0	第6編	砂防編			
300	6	1	0	0	0	0	第1章	砂防堰堤	6	1	0	0	0	0	第1章	砂防堰堤			
300	6	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
300	6	1	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)[2013年制定](2013年10月)	6	1	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)[2023年制定](2023年9月)	発行による修正		
300	6	1	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2017年制定](2018年3月)	6	1	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2023年制定](2023年9月)	発行による修正		
311	6	3	0	0	0	0	第3章	斜面对策	6	3	0	0	0	0	第3章	斜面对策			
311	6	3	4	0	0	0	第4節	法面工	6	3	4	0	0	0	第4節	法面工			
312	6	3	4	6	0	0	6-3-4-6	アンカー工(プレキャストコンクリート板)	6	3	4	6	0	0	6-3-4-6	アンカー工(プレキャストコンクリート板)			
312	6	3	4	6	1	0		1. 受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-6施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	6	3	4	6	1	0		1. 受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-6施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	条文追加による番号修正		
314									6	3	6	3	6	0	第6節	山腹水路工			
314									6	3	6	3	6	0	6-3-6-3	山腹水路・排水路工			
314									6	3	6	3	6	0		6. 受注者は、水路の両端部に天端コンクリートを設ける場合、滑り止め対策として、ほうき等による仕上げを行わなければならない。	新規追加【砂防課】		
318	6	3	9	0	0	0	第9節	抑止杭工	6	3	9	0	0	0	第9節	抑止杭工			
318	6	3	9	1	0	0	6-3-9-1	一般事項	6	3	9	1	0	0	6-3-9-1	一般事項			
318	6	3	9	1	2	0		2. 受注者は、杭の施工については第1編1-1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。	6	3	9	1	2	0		2. 受注者は、杭の施工については第1編1-1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。	条文追加による番号修正		
343	8	0	0	0	0	0	第8編	道路編	8	0	0	0	0	0	第8編	道路編			
351	8	2	0	0	0	0	第2章	舗装	8	2	0	0	0	0	第2章	舗装			
351	8	2	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準	8	2	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
351	8	2	2	0	0	0		土木学会 舗装標準示方書(平成27年10月)	8	2	2	0	0	0		土木学会 舗装標準示方書[2023年制定](令和5年10月)	発行による修正		
362	8	3	0	0	0	0	第3章	橋梁下部	8	3	0	0	0	0	第3章	橋梁下部			
362	8	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準	8	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
363	8	3	2	0	0	0		日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧(平成9年12月)	8	3	2	0	0	0		日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和4年度改訂版](令和5年2月)	発行による修正		

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

新潟県 令和7年2月改定分

現行 (令和6年10月20日以降適用版)										改定案 (令和7年2月20日以降適用版)											
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	現行条文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新条文			改訂理由
388	8	6	0	0	0	0	第6章	トンネル(NATM)			8	6	0	0	0	0	第6章	トンネル(NATM)			
393	8	6	6	0	0	0	第6節	インバート工			8	6	6	0	0	0	第6節	インバート工			
393	8	6	6	4	0	0	8-6-6-4	インバート本土工			8	6	6	4	0	0	8-6-6-4	インバート本土工			
394	8	6	6	4	5	0		5. インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-39施工管理第3項の規定による。			8	6	6	4	5	0		5. インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-31施工管理第3項の規定による。			条文追加による番号修正
397	8	7	0	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド			8	7	0	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド			
397	8	7	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			8	7	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
397	8	7	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)[2017年制定](2018年3月)			8	7	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)[2023年制定](2023年3月)			発行による修正
397	8	7	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2017年制定](2018年3月)			8	7	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2023年制定](2023年9月)			発行による修正
417	8	13	0	0	0	0	第13章	道路維持			8	13	0	0	0	0	第13章	道路維持			
417	8	13	1	0	0	0	第1節	適用			8	13	1	0	0	0	第1節	適用			
417	8	13	1	0	5	0		5. 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-50臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。			8	13	1	0	5	0		5. 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-51臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。			条文追加による番号修正
435	8	14	0	0	0	0	第14章	道路修繕			8	14	0	0	0	0	第14章	道路修繕			
435	8	14	1	0	0	0	第1節	適用			8	14	1	0	0	0	第1節	適用			
435	8	14	1	0	5	0		5. 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-50臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。			8	14	1	0	5	0		5. 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-51臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。			条文追加による番号修正
445	8	14	24	0	0	0	第24節	橋脚巻立て工			8	14	24	0	0	0	第24節	橋脚巻立て工			
445	8	14	24	4	0	0	8-14-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工			8	14	24	4	0	0	8-14-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工			
446	8	14	24	4	27	0		27. 受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-1-38環境対策の規定によらなければならない。			8	14	24	4	27	0		27. 受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-1-39環境対策の規定によらなければならない。			条文追加による番号修正
447	8	14	24	5	0	0		橋脚コンクリート巻立て工			8	14	24	5	0	0		橋脚コンクリート巻立て工			
448	8	14	24	5	6	0		6. 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-1-38環境対策の規定による。			8	14	24	5	6	0		6. 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-1-39環境対策の規定による。			条文追加による番号修正

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(図表) 新旧対照表

新潟県 令和7年2月改定分

現行 (令和6年10月20日以降適用版)										改定案 (令和7年2月20日以降適用版)																																																													
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新条文		改訂理由																																																				
	1	0	0	0	0	0		第1編	共通編	1	0	0	0	0	0		第1編	共通編																																																					
	1	3	0	0	0	0		第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	0		第3章	無筋・鉄筋コンクリート																																																					
	1	3	5	0	0	0		第5節	現場練りコンクリート	1	3	5	0	0	0		第5節	現場練りコンクリート																																																					
	1	3	5	4	0	0		1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	1	3	5	4	0	0		1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ																																																					
42	1	3	5	4	2			表1-3-2 計量値の許容差	<table border="1"> <caption>表1-3-2 計量値の許容差</caption> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>許容差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の場合は、1(%)以内</p>	材料の種類	許容差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2	混和剤	3	1	3	5	4	2			表1-3-2 計量値の許容差	<table border="1"> <caption>表1-3-2 計量値の許容差</caption> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量値の許容差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1(%)とする。</p>	材料の種類	計量値の許容差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2	混和剤	3	諸基準の改定に伴う																												
材料の種類	許容差 (%)																																																																						
水	1																																																																						
セメント	1																																																																						
骨材	3																																																																						
混和材	2																																																																						
混和剤	3																																																																						
材料の種類	計量値の許容差 (%)																																																																						
水	1																																																																						
セメント	1																																																																						
骨材	3																																																																						
混和材	2																																																																						
混和剤	3																																																																						
	1	3	6	0	0	0		第6節	運搬・打込み	1	3	6	0	0	0		第6節	運搬・打込み																																																					
	1	3	6	9	0	0		1-3-6-9	養生	1	3	6	9	0	0		1-3-6-9	養生																																																					
46	1	3	6	9	2	0		表1-3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安	<table border="1"> <caption>表1-3-3 コンクリートの標準養生期間</caption> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>8日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注】寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。養生期間とは、凍結状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	8日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日	1	3	6	9	2	0		表1-3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安	<table border="1"> <caption>表1-3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安</caption> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>中熱ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> <td>8日</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※13℃より低い場合は、試験により定める。 【注】寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。養生期間とは、凍結状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	中熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	8日	8日	10日	10℃以上	7日	9日	4日	8日	※	5℃以上	9日	12日	5日	12日	※	諸基準の改定に伴う												
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																																																																				
15℃以上	5日	7日	8日																																																																				
10℃以上	7日	9日	4日																																																																				
5℃以上	9日	12日	5日																																																																				
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	中熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																																																		
15℃以上	5日	7日	8日	8日	10日																																																																		
10℃以上	7日	9日	4日	8日	※																																																																		
5℃以上	9日	12日	5日	12日	※																																																																		
	1	3	10	0	0	0		第10節	寒中コンクリート	1	3	10	0	0	0		第10節	寒中コンクリート																																																					
	1	3	10	3	0	0			養生	1	3	10	3	0	0		1-3-10-3	養生																																																					
53	1	3	10	3	5	0		表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間	<table border="1"> <caption>表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度度制御養生を得た後の次の基準に設定される凍結融解の程度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を要する場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を要する場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注: 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	5℃以上の温度度制御養生を得た後の次の基準に設定される凍結融解の程度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を要する場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を要する場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	1	3	10	3	5	0		表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間	<table border="1"> <caption>表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注: 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	5℃以上の温度度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	諸基準の改定に伴う
5℃以上の温度度制御養生を得た後の次の基準に設定される凍結融解の程度	養生温度	セメントの種類																																																																					
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																																			
(1) しばしば凍結融解を要する場合	5℃	9日	5日	12日																																																																			
	10℃	7日	4日	9日																																																																			
(2) まれに凍結融解を要する場合	5℃	4日	3日	5日																																																																			
	10℃	3日	2日	4日																																																																			
5℃以上の温度度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類																																																																					
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																																			
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																																			
	10℃	7日	4日	9日																																																																			
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																																			
	10℃	3日	2日	4日																																																																			



新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木施工管理基準 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月20日以降適用版)	改定理由
3		<p>土木工事施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準は、土木工事標準仕様書第1編共通 1-1-1-30「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p>	<p>土木工事施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準は、土木工事標準仕様書第1編共通 1-1-1-31「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p>	<p>条文追加による番号の修正</p>

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 新旧対照表

現行（令和6年1月以降適用版）					改定案（令和7年2月20日以降適用版）					改定理由
出来形管理基準及び規格値 目次					出来形管理基準及び規格値 目次					
【第3編 土木工事共通編】					【第3編 土木工事共通編】					
章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 一般施工					第1章 一般施工					
第7節 地盤改良工					第7節 地盤改良工					
		スラリー攪拌工	「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」による管理の場合	100			スラリー攪拌工	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第8編固結工（スラリー攪拌工）編」による管理の場合	100	諸基準額の改定（共通仕様書に準拠）
第18節 床版工	3-1-18-2床版工			123	第18節 床版工	3-1-18-2床版工			123	誤植（共通仕様書に準拠）
【第4編 河川編】					【第4編 河川編】					
第1章 築堤・護岸					第1章 築堤・護岸					
第3節 軽量盛土工	4-1-3-4軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40	第3節 軽量盛土工	4-1-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40	誤植（共通仕様書に準拠）
第4章 水門					第4章 水門					
第14節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）					第14節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）					
	4-4-14-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編3-1-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	46		4-4-14-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編3-1-3-14プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	46	誤植（共通仕様書に準拠）
【第5編 海岸編】					【第5編 海岸編】					
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）					第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）					
第4節 海域堤本体工					第4節 海域堤本体工					
	5-3-4-6場所打コンクリート工		第5編5-2-5-12場所打ちコンクリート工	135		5-3-4-6場所打コンクリート工		第5編5-2-5-12場所打コンクリート工	135	誤植（共通仕様書に準拠）
【第8編 道路編】					【第8編 道路編】					
第5章 コンクリート橋上部					第5章 コンクリート橋上部					
第5節 PC橋工					第5節 PC橋工					
	8-5-5-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編3-1-3-13プレキャストセグメント製作工（購入工）	46		8-5-5-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編3-1-3-14プレキャストセグメント製作工（購入工）	46	誤植（共通仕様書に準拠）

新潟県土木工事標準仕様書（その2）新旧対照表

現行（令和6年1月以降適用版）										改定案（令和7年2月20日以降適用版）										改定理由										
編	章	節	条	表	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	図案	編	章	節	条	表	検査	工 種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	図案						
1	2	3	2	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての面で設計面との標高偏差または水平偏差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法面、法面から水平方向に±5cm以内が存在する計測点は、標高偏差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平偏差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	±50	±150	1-2-3-2	1	2	3	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての面で設計面との標高偏差または水平偏差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法面、法面から水平方向に±5cm以内が存在する計測点は、標高偏差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平偏差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	±50	±150	1-2-3-2	1	2	3	2	2	掘削工 (面管理の場合)
							法面（小段を含む）	水平または標高偏差											±70	±160										
1	3	7	4	4	4	組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$	D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径	1-3-7-4	1	3	7	4	4	組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$	D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径	1-3-7-4	1	3	7	4	4	組立て		
							かぶり t	設計かぶり±φ かつ 最小かぶり以上																						
3	1	3	6	6	6	小形橋脚工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎	基礎1基毎	3-1-3-6	3	1	3	6	6	小形橋脚工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎	基礎1基毎	3-1-3-6	3	1	3	6	6	小形橋脚工		
							幅 w (D)	-30																						

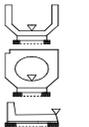
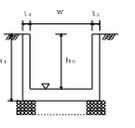
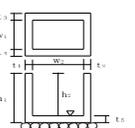
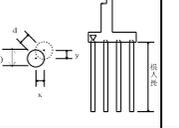
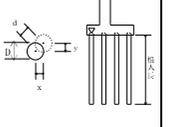
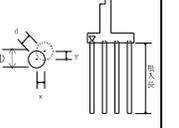
単位: mm

楕円統一のため修正  
(共通仕様書に準拠)

楕円(共通仕様書に準拠)

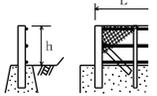
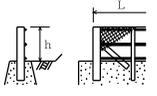
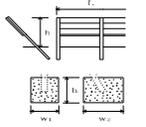
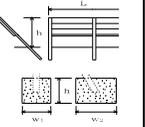
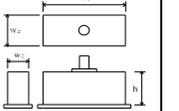
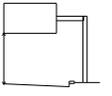
101(共通仕様書に準拠)

現行 (令和6年1月以降適用版)										改定案 (令和7年2月20日以降適用版)										改定理由		
編	章	節	条	技	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	技	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	概要
3	1	3	7		防止種工 (立人防止種) (転落(横断)防止種) (車止めポスト)	基礎 幅 w 高さ h パイプ取付高 H	-30 -30 +30 -20	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 1ヶ所/1施工箇所		3-1-3-7	3	1	3	7		防止種工 (立人防止種) (転落(横断)防止種) (車止めポスト)	基礎 幅 w 高さ h パイプ取付高 H	-30 -30 +30 -20	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-1-3-7	「共通仕様書に準拠」
3	1	3	8	1	路側防護種工 (ガードレール)	基礎 幅 w 高さ h ビーム取付高 H	-30 -30 +30 -20	1ヶ所/施工延長40m、40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。 1ヶ所/1施工箇所		3-1-3-8	3	1	3	8	1	路側防護種工 (ガードレール)	基礎 幅 w 高さ h ビーム取付高 H	-30 -30 +30 -20	1ヶ所/施工延長40m、40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。 1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-1-3-8	「共通仕様書に準拠」
3	1	3	8	2	路側防護種工 (ガードケープル)	基礎 幅 w 高さ h 延長 L ケーブル取付高 H	-30 -30 -100 +30 -20	1ヶ所/1基礎毎 1ヶ所/1施工箇所		3-1-3-8 金ワイヤロープ式防護柵にも適用する	3	1	3	8	2	路側防護種工 (ガードケープル)	基礎 幅 w 高さ h 延長 L ケーブル取付高 H	-30 -30 -100 +30 -20	1ヶ所/1基礎毎 1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-1-3-8	「共通仕様書に準拠」 金ワイヤロープ式防護柵にも適用する
3	1	3	10		道差付属物工 (視線誘導種) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本、10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-1-3-10	3	1	3	10		道差付属物工 (視線誘導種) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本、10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-1-3-10	「共通仕様書に準拠」
3	1	3	13	+	ポストテンション桁製作工	幅(上) w <sub>1</sub> 幅(下) w <sub>2</sub> 高さ h 桁長 ℓ 支間長 横方向最大タワミ	+10 -5 ±5 +10 -5 ℓ<15…±10 ℓ≧15…±(0-5)かつ≦30mm以内 0.80	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストコンクリート後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場が発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ: 支間長 (m)		3-1-3-13 (a) 桁筋のシフト(構造物(橋梁)上、下桁)のずれは、現場検査記録であるが、現場検査記録上のポイント(工機製作の完了時点)は全ての工程において発生する	3	1	3	13	+	ポストテンション桁製作工	幅(上) w <sub>1</sub> 幅(下) w <sub>2</sub> 高さ h 桁長 ℓ 支間長 横方向最大タワミ	+10 -5 ±5 +10 -5 ℓ<15…±10 ℓ≧15…±(0-5)かつ≦30mm以内 0.80	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストコンクリート後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場が発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ: 支間長 (m)		3-1-3-13 (a) 桁筋のシフト(構造物(橋梁)上、下桁)のずれは、現場検査記録であるが、現場検査記録上のポイント(工機製作の完了時点)は全ての工程において発生する	「共通仕様書に準拠」
3	1	3	14	+	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	桁長 ℓ 断面の外形寸法 (mm)	— —	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		3-1-3-14	3	1	3	14	+	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	桁長 ℓ 断面の外形寸法 (mm)	— —	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		3-1-3-14	「共通仕様書に準拠」

現行（令和6年1月以降適用版）										改定案（令和7年2月20日以降適用版）										改定理由			
編	章	節	条	技	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	技	工	種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所
3	土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の上	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 $l$ 支間長 横方向最大タミ	$l \leq 15 \dots \pm 10$ $15 < l \leq 30$ $\pm (l-3)$ かつ $\pm 30$ mm以内 0.8%	桁全数について測定。 横方向タミの測定は、プレストレッショング後に測定。 断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする	3-1-3-14	3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の上	14	2		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 $l$ 支間長 横方向最大タミ	$l \leq 15 \dots \pm 10$ $15 < l \leq 30$ $\pm (l-3)$ かつ $\pm 30$ mm以内 0.8%	桁全数について測定。 横方向タミの測定は、プレストレッショング後に測定。 断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする	3-1-3-14	10補（共通仕様書に準拠）	
3	土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の上	29	1	側溝工 (プレキャストU形側溝) (L型側溝工) (自由配筋側溝) (管渠)	基準高 $\nabla$ 延長 $L$	$\pm 30$ -200	施工延長40m（淵点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-1-3-29	3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の上	29	1		側溝工 (プレキャストU形側溝) (L型側溝工) (自由配筋側溝) (管渠)	基準高 $\nabla$ 延長 $L$	$\pm 30$ -200	施工延長40m（淵点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	3-1-3-29	10T（共通仕様書に準拠）
3	土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の上	29	2	側溝工 (場所打木筋工)	基準高 $\nabla$ 厚さ $t_1, t_2$ 幅 $w$ 高さ $h_1, h_2$ 延長 $L$	$\pm 30$ -20 -30 -30 -200	施工延長40m（淵点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		3-1-3-29	3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の上	29	2		側溝工 (場所打木筋工)	基準高 $\nabla$ 厚さ $t_1, t_2$ 幅 $w$ 高さ $h_1, h_2$ 延長 $L$	$\pm 30$ -20 -30 -30 -200	施工延長40m（淵点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	3-1-3-29	10T（共通仕様書に準拠）
3	土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の上	30		集水筒工	基準高 $\nabla$ 容積さ $t_1 \sim t_2$ 容積 $w_1, w_2$ 容積さ $h_1, h_2$	$\pm 30$ -20 -30 -30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-1-3-30	3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の上	30		集水筒工	基準高 $\nabla$ 容積さ $t_1 \sim t_2$ 容積 $w_1, w_2$ 容積さ $h_1, h_2$	$\pm 30$ -20 -30 -30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	3-1-3-30	10T（共通仕様書に準拠）	
3	土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (目録杭)	基準高 $\nabla$ 根入長 偏心量 $d$ 傾斜	$\pm 50$ 設計値以上 $D/4$ 以内かつ100以内 $1/100$ 以内	全数について杭中心で測定。		3-1-4-4	3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (目録杭)	基準高 $\nabla$ 根入長 偏心量 $d$ 傾斜	$\pm 50$ 設計値以上 $D/4$ 以内かつ100以内 $1/100$ 以内	全数について杭中心で測定。 傾斜は、観測方向（道路線形方向、橋脚方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測速度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	3-1-4-4	10補統一のための修正（共通仕様書に準拠）	
3	土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高 $\nabla$ 根入長 偏心量 $d$ 傾斜 杭径 $D$	$\pm 50$ 設計値以上 $D/4$ 以内かつ100以内 $1/100$ 以内 設計値以上	全数について杭中心で測定。		3-1-4-4	3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高 $\nabla$ 根入長 偏心量 $d$ 傾斜 杭径 $D$	$\pm 50$ 設計値以上 $D/4$ 以内かつ100以内 $1/100$ 以内 設計値以上	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測速度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	3-1-4-4	10T（共通仕様書に準拠）	
3	土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 $\nabla$ 根入長 偏心量 $d$ 傾斜 杭径 $D$	$\pm 50$ 設計値以上 100以内 $1/100$ 以内 設計値（公称径） $\geq 30$ 以上	全数について杭中心で測定。		3-1-4-5	3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 $\nabla$ 根入長 偏心量 $d$ 傾斜 杭径 $D$	$\pm 50$ 設計値以上 100以内 $1/100$ 以内 設計値（公称径） $\geq 30$ 以上	全数について杭中心で測定。 傾斜は、観測方向（道路線形方向、橋脚方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測速度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	3-1-4-5	10補統一のための修正（共通仕様書に準拠）	



現行 (令和6年1月以降適用版)										改定案 (令和7年2月20日以降適用版)										改定理由			
編	章	節	条	技	工	種	測定項目	規格値	測定基準	編	章	節	条	技	工	種	測定項目	規格値	測定基準				
5	2	5	9		石積工		基礎高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1處1箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		5-2-5-9	5	2	5	9	石積工		基礎高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1處1箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		5-2-5-9	誤植 (共通仕様書に準拠)
							厚さ $t$	$-50$										厚さ $t$	$-50$				
							高さ $h$	$-50$										高さ $h$	$-50$				
							延長 $L$	$-200$										延長 $L$	$-200$				
6	1	8	4		コンクリート現場本土工		基礎高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所で測定。 1施工箇所毎		6-1-8-4	6	1	8	4	コンクリート現場本土工		基礎高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所で測定。 ③次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「③次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		6-1-8-4	①(共通仕様書に準拠)
							天端部 $w_1, w_2$	$-30$										天端部 $w_1, w_2$	$-30$				
							水通しの幅 $\phi_1, \phi_2$	$\pm 50$										水通しの幅 $\phi_1, \phi_2$	$\pm 50$				
							堤長 $L_1, L_2$	$-100$										堤長 $L_1, L_2$	$-100$				
6	1	8	6		コンクリート側壁工		基礎高 $\nabla$	$\pm 30$	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端部・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さ $L$ は、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 1施工箇所毎		6-1-8-6	6	1	8	6	コンクリート側壁工		基礎高 $\nabla$	$\pm 30$	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端部・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さ $L$ は、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 ③次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「③次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		6-1-8-6	①(共通仕様書に準拠)
							幅 $w_1, w_2$	$-30$										幅 $w_1, w_2$	$-30$				
							長さ $L$	$-100$										長さ $L$	$-100$				
6	1	8	8		水町工		基礎高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 1施工箇所毎		6-1-8-8	6	1	8	8	水町工		基礎高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 ③次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「③次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		6-1-8-8	①(共通仕様書に準拠)
							幅 $w$	$-100$										幅 $w$	$-100$				
							厚さ $t$	$-30$										厚さ $t$	$-30$				
							延長 $L$	$-100$										延長 $L$	$-100$				
6	1	9	6		鋼製側壁工		基礎高 $\nabla$	$\pm 50$	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、高さ、幅、袖高は+の規格値は適用しない。 1施工箇所毎		6-1-9-6	6	1	9	6	鋼製側壁工		基礎高 $\nabla$	$\pm 50$	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、高さ、幅、袖高は+の規格値は適用しない。 ③次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「③次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		6-1-9-6	誤植 (共通仕様書に準拠)
							長さ $L$	$\pm 100$										長さ $L$	$\pm 100$				
							幅 $w_1, w_2$	$\pm 50$										幅 $w_1, w_2$	$\pm 50$				
							下流側傾斜 $\Delta$	$\pm 0.02H$										下流側傾斜 $\Delta$	$\pm 0.02H$				
8	1	11	4		落石防止網工		幅 $w$	$-200$	1施工箇所毎		8-1-11-4	8	1	11	4	落石防止網工		幅 $w$	$-200$	1施工箇所毎 ③次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「③次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		8-1-11-4	①(共通仕様書に準拠)
							延長 $L$	$-200$										延長 $L$	$-200$				

現行（令和6年1月以降適用版）										改定案（令和7年2月20日以降適用版）										改定理由					
編	章	節	条	技	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	技	工	種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
8	道路	1	道路	5		落石防護壁工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-1-11-5	8	道路	1	道路	5		落石防護壁工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-1-11-5	10T（共通仕様書に準拠）	
							延長 L	-200											1施工箇所毎	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。					
8	道路	1	道路	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-1-11-6	8	道路	1	道路	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-1-11-6	10T（共通仕様書に準拠）	
							延長 L	-200											1施工箇所毎	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。					
							基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎1基毎		8-1-11-6	8	道路	1	道路	6		防雪柵工	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎1基毎		8-1-11-6	10T（共通仕様書に準拠）
								高さ h	-30											「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					
8	道路	2	舗装	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎一基毎	8-2-2-4	8	道路	2	舗装	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎一基毎		8-2-2-4	10T（共通仕様書に準拠）
								高さ h	-30											「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					
								高さ h	-30											「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					
8	道路	2	舗装	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基	8-2-2-4	8	道路	2	舗装	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		8-2-2-4	10T（共通仕様書に準拠）
								設置高さ H	設計値以上											「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月以降適用版)	改定理由
177	目次	<p>35 ガス切断工 ..... 219</p> <p>36 溶接工 ..... 219</p> <p>37 中層混合処理工 ..... 221</p> <p>38 鉄筋挿入工 ..... 222</p> <p>39 植栽工 ..... 222</p>	<p>35 ガス切断工 ..... 219</p> <p>36 溶接工 ..... 219</p> <p>37 中層混合処理工 ..... 221</p> <p>38 鉄筋挿入工 ..... 222</p> <p>39 植栽工 ..... 222</p> <p>注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。</p>	<p>誤植（国交省「品質管理基準及び規格値（案）」準拠）</p>









新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月20日以降適用版)	改定理由																																																												
228	2-5 写真の編集等	<p><b>2-5 写真の編集等</b>                      写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黑板情報電子化について』（平成29年4月30日付け、国技建管第10号）に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。</p>	<p><b>2-5 写真の編集等</b>                      写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黑板情報電子化について』（令和5年3月15日付け、国技建管第6号）に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。</p>	諸基準類の改定にとまなう																																																												
230	建設副産物等	<table border="1"> <tr> <td>建設副産物等</td> <td>搬出状況</td> <td>状況 許可番号</td> <td>処分場等搬入時 種別毎1回(1台)</td> <td></td> </tr> </table>	建設副産物等	搬出状況	状況 許可番号	処分場等搬入時 種別毎1回(1台)			削除【技術管理課】(他の方法で確認できることから)																																																							
建設副産物等	搬出状況	状況 許可番号	処分場等搬入時 種別毎1回(1台)																																																													
234	コンクリートダム(施工)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="10">コンクリートダム(施工)</td> <td>塩化物総量規制</td> <td>配合毎に1回 [試験実施中]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スランブ試験</td> <td>品質に変化が認められた場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気量測定</td> <td>配合毎に1回 [試験実施中]</td> <td rowspan="2">圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの圧縮強度試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温度測定</td> <td></td> <td>気温・コンクリート</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの単位容積質量試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの洗い分析試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートのフリージング試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの引張強度試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの曲げ強度試験</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]		スランブ試験	品質に変化が認められた場合		空気量測定	配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	コンクリートの圧縮強度試験		温度測定		気温・コンクリート	コンクリートの単位容積質量試験			コンクリートの洗い分析試験			コンクリートのフリージング試験			コンクリートの引張強度試験			コンクリートの曲げ強度試験			<table border="1"> <tr> <td rowspan="10">コンクリートダム(施工)</td> <td>塩化物総量規制</td> <td>配合毎に1回 [試験実施中]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スランブ試験</td> <td>品質に変化が認められた場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気量測定</td> <td>配合毎に1回 [試験実施中]</td> <td rowspan="2">圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの圧縮強度試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温度測定</td> <td></td> <td>気温・コンクリート</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの単位容積質量試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの洗い分析試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートのフリージング試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの引張強度試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの曲げ強度試験</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]		スランブ試験	品質に変化が認められた場合		空気量測定	配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	コンクリートの圧縮強度試験		温度測定		気温・コンクリート	コンクリートの単位容積質量試験			コンクリートの洗い分析試験			コンクリートのフリージング試験			コンクリートの引張強度試験			コンクリートの曲げ強度試験			誤記修正
コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]																																																														
	スランブ試験	品質に変化が認められた場合																																																														
	空気量測定	配合毎に1回 [試験実施中]		圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの																																																												
	コンクリートの圧縮強度試験																																																															
	温度測定			気温・コンクリート																																																												
	コンクリートの単位容積質量試験																																																															
	コンクリートの洗い分析試験																																																															
	コンクリートのフリージング試験																																																															
	コンクリートの引張強度試験																																																															
	コンクリートの曲げ強度試験																																																															
コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]																																																														
	スランブ試験	品質に変化が認められた場合																																																														
	空気量測定	配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの																																																													
	コンクリートの圧縮強度試験																																																															
	温度測定		気温・コンクリート																																																													
	コンクリートの単位容積質量試験																																																															
	コンクリートの洗い分析試験																																																															
	コンクリートのフリージング試験																																																															
	コンクリートの引張強度試験																																																															
	コンクリートの曲げ強度試験																																																															
245	側溝工 (場所打水路工)	<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>29</td> <td>2</td> <td>場所打水路工</td> <td>厚さ 幅 高さ</td> <td>200m又は1施工箇所(1回) [型枠取外し後]</td> <td>3-1-3-29</td> </tr> </table>	3	1	3	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所(1回) [型枠取外し後]	3-1-3-29	<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>29</td> <td>2</td> <td>側溝工 (場所打水路工)</td> <td>厚さ 幅 高さ</td> <td>200m又は1施工箇所(1回) [型枠取外し後]</td> <td>3-1-3-29</td> </tr> </table>	3	1	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所(1回) [型枠取外し後]	3-1-3-29	誤記修正																																										
3	1	3	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所(1回) [型枠取外し後]	3-1-3-29																																																								
3	1	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所(1回) [型枠取外し後]	3-1-3-29																																																								

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月20日以降適用版)	改定理由																								
246	側溝工 (暗渠工)	<table border="1"> <tr> <td>3 土木 工事 共通 編</td> <td>1 一般 施工</td> <td>3 共通 的工 種</td> <td>29</td> <td>3</td> <td>暗渠工</td> <td>幅 深さ</td> <td>120m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕</td> <td>3-1-3-29</td> </tr> </table>	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 的工 種	29	3	暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	3-1-3-29	<table border="1"> <tr> <td>3 土木 工事 共通 編</td> <td>1 一般 施工</td> <td>3 共通 的工 種</td> <td>29</td> <td>3</td> <td>側溝工 (暗渠工)</td> <td>幅 深さ</td> <td>120m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕</td> <td>3-1-3-29</td> </tr> </table>	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 的工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	幅 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	3-1-3-29	誤記修正						
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 的工 種	29	3	暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	3-1-3-29																				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 的工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	幅 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	3-1-3-29																				
264	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">3 土木 工事 共通 編</td> <td rowspan="2">1 一般 施工</td> <td rowspan="2">7 地盤 改良 工</td> <td rowspan="2">9</td> <td rowspan="2">1</td> <td>固結工 (粉末噴射攪拌工)</td> <td>位置・間隔 杭径</td> <td>1施工箇所 に1回 〔打込後〕</td> <td rowspan="2">3-1-7-9</td> </tr> <tr> <td>(高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)</td> <td>深度</td> <td>1施工箇所 に1回 〔打込前後〕  ただし、(スラリー攪拌工)におい て、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)固結工(スラリー 攪拌工)編」により出来形管理資 料を提出する場合は、出来形管理に 関わる写真管理項目を省略でき る。</td> </tr> </table>	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所 に1回 〔打込後〕	3-1-7-9	(高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	深度	1施工箇所 に1回 〔打込前後〕  ただし、(スラリー攪拌工)におい て、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)固結工(スラリー 攪拌工)編」により出来形管理資 料を提出する場合は、出来形管理に 関わる写真管理項目を省略でき る。	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">3 土木 工事 共通 編</td> <td rowspan="2">1 一般 施工</td> <td rowspan="2">7 地盤 改良 工</td> <td rowspan="2">9</td> <td rowspan="2">1</td> <td>固結工 (粉末噴射攪拌工)</td> <td>位置・間隔 杭径</td> <td>1施工箇所 に1回 〔打込後〕</td> <td rowspan="2">3-1-7-9</td> </tr> <tr> <td>(高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)</td> <td>深度</td> <td>1施工箇所 に1回 〔打込前後〕  ただし、(スラリー攪拌工)におい て、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)第8編固結工(ス ラリー攪拌工)編」により出来形管 理資料を提出する場合は、出来形 管理に関わる写真管理項目を省略 できる。</td> </tr> </table>	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所 に1回 〔打込後〕	3-1-7-9	(高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	深度	1施工箇所 に1回 〔打込前後〕  ただし、(スラリー攪拌工)におい て、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)第8編固結工(ス ラリー攪拌工)編」により出来形管 理資料を提出する場合は、出来形 管理に関わる写真管理項目を省略 できる。	諸基準類の改定に ともなう
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工						9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工)		位置・間隔 杭径	1施工箇所 に1回 〔打込後〕	3-1-7-9														
			(高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	深度	1施工箇所 に1回 〔打込前後〕  ただし、(スラリー攪拌工)におい て、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)固結工(スラリー 攪拌工)編」により出来形管理資 料を提出する場合は、出来形管理に 関わる写真管理項目を省略でき る。																							
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所 に1回 〔打込後〕	3-1-7-9																				
					(高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	深度	1施工箇所 に1回 〔打込前後〕  ただし、(スラリー攪拌工)におい て、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)第8編固結工(ス ラリー攪拌工)編」により出来形管 理資料を提出する場合は、出来形 管理に関わる写真管理項目を省略 できる。																					
277	石棹工	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">5 海岸 編</td> <td rowspan="2">2 突堤・ 人工岬</td> <td rowspan="2">5 突堤本 体工</td> <td rowspan="2">9</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">石棹工</td> <td>厚さ 高さ</td> <td>200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕</td> <td rowspan="2">5-2-5-9</td> </tr> <tr> <td>間詰石状況</td> <td>1施工箇所 に1回 〔施工後〕</td> </tr> </table>	5 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	9		石棹工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	5-2-5-9	間詰石状況	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">5 海岸 編</td> <td rowspan="2">2 突堤・ 人工岬</td> <td rowspan="2">5 突堤本 体工</td> <td rowspan="2">9</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">石棹工</td> <td>厚さ 高さ</td> <td>200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕</td> <td rowspan="2">5-2-5-9</td> </tr> <tr> <td>間詰石状況</td> <td>1施工箇所 に1回 〔施工後〕</td> </tr> </table>	5 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	9		石棹工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	5-2-5-9	間詰石状況	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	誤記修正		
5 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工							9			石棹工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕							5-2-5-9							
			間詰石状況	1施工箇所 に1回 〔施工後〕																								
5 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	9		石棹工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	5-2-5-9																				
						間詰石状況	1施工箇所 に1回 〔施工後〕																					

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月以降適用版)	改定理由												
9	(監督の実施)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="358 304 560 363">項目</th> <th data-bbox="560 304 934 363">業務内容</th> <th data-bbox="934 304 1158 363">関連図書及仕様項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="358 368 560 1198">                     1. 契約の履行の確保                      (1) 契約図書の内容の把握                      (2) 施工計画書の受理                      (3) 施工体制の把握                      (4) 約款及仕様図書に基づく指示、承諾、協議、受理等                 </td> <td data-bbox="560 368 934 1198">                     請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他の契約の履行上必要な事項について把握する。                      受主者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。                      受主者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙―11により省略の可否について判断する。                      「県発主工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要項」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。                      約款及仕様図書に示された指示、承諾、協議(監修図)の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。                      上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。                      (約款第1条第3項に係るもの不要)                 </td> <td data-bbox="934 368 1158 1198">                     標仕第1編 1-1-1-3                      標仕第1編 1-1-1-5                      通則七法 第15条                      通則七法 第25. (5)                      約款第10条                      (監督員)                      標仕第1編 1-1-1-2                      (構式-3)                 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	業務内容	関連図書及仕様項	1. 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握 (2) 施工計画書の受理 (3) 施工体制の把握 (4) 約款及仕様図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他の契約の履行上必要な事項について把握する。 受主者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受主者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙―11により省略の可否について判断する。 「県発主工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要項」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。 約款及仕様図書に示された指示、承諾、協議(監修図)の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るもの不要)	標仕第1編 1-1-1-3 標仕第1編 1-1-1-5 通則七法 第15条 通則七法 第25. (5) 約款第10条 (監督員) 標仕第1編 1-1-1-2 (構式-3)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 304 1377 363">項目</th> <th data-bbox="1377 304 1751 363">業務内容</th> <th data-bbox="1751 304 1975 363">関連図書及仕様項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 368 1377 1198">                     1. 契約の履行の確保                      (1) 契約図書の内容の把握                      (2) 施工計画書の受理                      (3) 施工体制の把握                      (4) 約款及仕様図書に基づく指示、承諾、協議、受理等                 </td> <td data-bbox="1377 368 1751 1198">                     請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他の契約の履行上必要な事項について把握する。                      受主者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。                      受主者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙―11により省略の可否について判断する。                      「県発主工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要項」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。                      約款及仕様図書に示された指示、承諾、協議(監修図)の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。                      上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。                      (約款第1条第3項に係るもの不要)                 </td> <td data-bbox="1751 368 1975 1198">                     標仕第1編 1-1-1-3                      標仕第1編 1-1-1-6                      通則七法 第15条                      通則七法 第25. (5)                      約款第10条                      (監督員)                      標仕第1編 1-1-1-8                      (構式-3)                 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	業務内容	関連図書及仕様項	1. 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握 (2) 施工計画書の受理 (3) 施工体制の把握 (4) 約款及仕様図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他の契約の履行上必要な事項について把握する。 受主者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受主者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙―11により省略の可否について判断する。 「県発主工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要項」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。 約款及仕様図書に示された指示、承諾、協議(監修図)の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るもの不要)	標仕第1編 1-1-1-3 標仕第1編 1-1-1-6 通則七法 第15条 通則七法 第25. (5) 約款第10条 (監督員) 標仕第1編 1-1-1-8 (構式-3)	条文追加による番号の修正
項目	業務内容	関連図書及仕様項														
1. 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握 (2) 施工計画書の受理 (3) 施工体制の把握 (4) 約款及仕様図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他の契約の履行上必要な事項について把握する。 受主者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受主者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙―11により省略の可否について判断する。 「県発主工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要項」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。 約款及仕様図書に示された指示、承諾、協議(監修図)の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るもの不要)	標仕第1編 1-1-1-3 標仕第1編 1-1-1-5 通則七法 第15条 通則七法 第25. (5) 約款第10条 (監督員) 標仕第1編 1-1-1-2 (構式-3)														
項目	業務内容	関連図書及仕様項														
1. 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握 (2) 施工計画書の受理 (3) 施工体制の把握 (4) 約款及仕様図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他の契約の履行上必要な事項について把握する。 受主者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受主者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙―11により省略の可否について判断する。 「県発主工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要項」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。 約款及仕様図書に示された指示、承諾、協議(監修図)の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るもの不要)	標仕第1編 1-1-1-3 標仕第1編 1-1-1-6 通則七法 第15条 通則七法 第25. (5) 約款第10条 (監督員) 標仕第1編 1-1-1-8 (構式-3)														

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月以降適用版)	改定理由
10		<p>(5) 条件変更に関する、確認、調査、検討、通知。</p> <p>① 約款第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を 確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ地域整備部長等に報告する。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p> <p>(6) 変更設計図面及び、数量等の作成。</p> <p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p> <p>(7) 関連工事との調整。</p> <p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。</p> <p>(8) 工程把握及び工事、促進指示。</p> <p>受注者からの履行状況報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p> <p>(9) 工期変更協議の対象、の確認。</p> <p>約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第6項、第20条、第21条第4項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>約款第19条（条件変更等）。</p> <p>標仕第1編1-1-1-3。</p> <p>約款第19条。</p> <p>約款第19条。</p> <p>標仕第1編1-1-1-17。</p> <p>約款第2条（関連工事の調整）。</p> <p>標仕第1編1-1-1-14。</p> <p>約款第12条（履行報告）。</p> <p>標仕第1編1-1-1-21。</p> <p>標仕第1編1-1-1-18。</p> <p>約款第16条（支給材料及び貨与品）</p> <p>約款第18条（設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等）。</p> <p>約款第19条（条件変更等）。</p> <p>約款第20条（設計図書の変更）。</p> <p>約款第21条（工事の中止）。</p> <p>約款第22条（受注者の請求による工期の延長）。</p> <p>約款第23条（発注者の請求による工期の短縮等）（様式-2）。</p> <p>約款第40条（前払金等の不払いに対する工事中止）。</p>	<p>(5) 条件変更に関する、確認、調査、検討、通知。</p> <p>① 約款第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を 確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ地域整備部長等に報告する。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p> <p>(6) 変更設計図面及び、数量等の作成。</p> <p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p> <p>(7) 関連工事との調整。</p> <p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。</p> <p>(8) 工程把握及び工事、促進指示。</p> <p>受注者からの履行状況報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p> <p>(9) 工期変更協議の対象、の確認。</p> <p>約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第6項、第20条、第21条第4項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>約款第19条（条件変更等）。</p> <p>標仕第1編1-1-1-3。</p> <p>約款第19条。</p> <p>約款第19条。</p> <p>標仕第1編1-1-1-18。</p> <p>約款第2条（関連工事の調整）。</p> <p>標仕第1編1-1-1-15。</p> <p>約款第12条（履行報告）。</p> <p>標仕第1編1-1-1-32。</p> <p>標仕第1編1-1-1-19。</p> <p>約款第16条（支給材料及び貨与品）</p> <p>約款第18条（設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等）。</p> <p>約款第19条（条件変更等）。</p> <p>約款第20条（設計図書の変更）。</p> <p>約款第21条（工事の中止）。</p> <p>約款第22条（受注者の請求による工期の延長）。</p> <p>約款第23条（発注者の請求による工期の短縮等）（様式-2）。</p> <p>約款第40条（前払金等の不払いに対する工事中止）。</p>	<p>条文追加による番号の修正</p>

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月以降適用版)	改定理由
11		<p>「(10) 地域整備部長等への報告。」</p> <p>「1) 工事の中止及び、工期の延長の検討、及び報告。」</p> <p>「① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、地域整備部長等へ報告する。」</p> <p>「② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当官等へ報告する。」</p> <p>「2) 一般的な工事項目的物の損害の調査及び報告。」</p> <p>「① 天災等の不可抗力により、工事目的物の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を地域整備部長等へ報告する。」</p> <p>「② 損害額の負担請求内容を審査し、地域整備部長等へ報告する。」</p> <p>「4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告。」</p> <p>「5) 部分使用の確認、及び報告。」</p>	<p>「(10) 地域整備部長等への報告。」</p> <p>「1) 工事の中止及び、工期の延長の検討、及び報告。」</p> <p>「① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、地域整備部長等へ報告する。」</p> <p>「② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当官等へ報告する。」</p> <p>「2) 一般的な工事項目的物の損害の調査及び報告。」</p> <p>「① 天災等の不可抗力により、工事目的物の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を地域整備部長等へ報告する。」</p> <p>「② 損害額の負担請求内容を審査し、地域整備部長等へ報告する。」</p> <p>「4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告。」</p> <p>「5) 部分使用の確認、及び報告。」</p>	<p>「条文追加による番号の修正」</p>

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)		改定案(令和7年2月以降適用版)		改定理由		
12		<p>6) 中間前金払請求時の履行状況の調査・認定。</p> <p>7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告。</p> <p>8) 工事関係者に関する措置請求。</p> <p>9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告。</p> <p>2. 施工状況の確認等。</p> <p>(1) 事前調査等。</p>	<p>中間前金払の請求があった場合は、履行状況報告書に基づき調査を実施し、認定調書を受注者に交付する。</p> <p>部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳表の審査及び既成部分出来高対照表の作成を行い、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は、地域整備部長等への措置請求を行う。</p> <p>① 約款第45条第1項及び第46条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、地域整備部長等に対して措置請求を行う。</p> <p>② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、既成部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>①工事基準点の指示。</p> <p>②既設構造物の把握。</p>	<p>約款 第 35 条、 (前金払)。 標仕第1編 1-1-1-27。</p> <p>約款 第 38 条、 (部分払)。 標仕第1編 1-1-1-27。</p> <p>約款 第 13 条、 (工事関係者に関する措置請求)。</p> <p>約款 第 46 条、 (発注者の任意解除権)。 約款 第 47 条、 (受注者の解除権)。</p> <p>約款 第 48 条、 (解除に伴う措置)。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-3。</p>	<p>6) 中間前金払請求時の履行状況の調査・認定。</p> <p>7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告。</p> <p>8) 工事関係者に関する措置請求。</p> <p>9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告。</p> <p>2. 施工状況の確認等。</p> <p>(1) 事前調査等。</p>	<p>中間前金払の請求があった場合は、履行状況報告書に基づき調査を実施し、認定調書を受注者に交付する。</p> <p>部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳表の審査及び既成部分出来高対照表の作成を行い、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は、地域整備部長等への措置請求を行う。</p> <p>① 約款第45条第1項及び第46条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、地域整備部長等に対して措置請求を行う。</p> <p>② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、既成部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>①工事基準点の指示。</p> <p>②既設構造物の把握。</p>	<p>約款 第 35 条、 (前金払)。 標仕第1編 1-1-1-28。</p> <p>約款 第 38 条、 (部分払)。 標仕第1編 1-1-1-28。</p> <p>約款 第 13 条、 (工事関係者に関する措置請求)。</p> <p>約款 第 46 条、 (発注者の任意解除権)。 約款 第 47 条、 (受注者の解除権)。</p> <p>約款 第 48 条、 (解除に伴う措置)。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-3。</p>	<p>条文追加による番号の修正</p>

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)		改定案(令和7年2月以降適用版)		改定理由
13		<p>③支給（貸与）品の確認。</p> <p>④事業損失防止家屋調査結果の確認又は、立会。</p> <p>⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握。</p> <p>⑥工事区域用地の把握。</p> <p>⑦その他必要な事項。</p> <p>(2) 指定材料の確認。</p> <p>(3) 品質証明。</p> <p>(4) 工事施工の立会。 (確認も含む)。</p> <p>(5) 工事施工状況の、確認（段階確認）。</p> <p>(6) 工事施工状況の、把握。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-19。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-42。</p> <p>約款 第17条。 (工事用地の確保等)。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-9。</p> <p>約款第14条（工事材料の品質及び検査等）。</p> <p>約款第15条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-22。 (様式-5)。</p> <p>① 品質証明員が工事施工途中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出する。別紙-3。</p> <p>② 品質証明員届の提出。別紙-4。</p> <p>約款 第15条。 (監督員の立会い及び工事記録の整備等)。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-22。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-22。 (様式-6)。</p> <p>(様式-7)。</p>	<p>③支給（貸与）品の確認。</p> <p>④事業損失防止家屋調査結果の確認又は、立会。</p> <p>⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握。</p> <p>⑥工事区域用地の把握。</p> <p>⑦その他必要な事項。</p> <p>(2) 指定材料の確認。</p> <p>(3) 品質証明。</p> <p>(4) 工事施工の立会。 (確認も含む)。</p> <p>(5) 工事施工状況の、確認（段階確認）。</p> <p>(6) 工事施工状況の、把握。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-20。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-44。</p> <p>約款 第17条。 (工事用地の確保等)。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-10。</p> <p>約款第14条（工事材料の品質及び検査等）。</p> <p>約款第15条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-23。 (様式-5)。</p> <p>① 品質証明員が工事施工途中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出する。別紙-3。</p> <p>② 品質証明員届の提出。別紙-4。</p> <p>約款 第15条。 (監督員の立会い及び工事記録の整備等)。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-24。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-24。 (様式-6)。</p> <p>(様式-7)。</p>	<p>条文追加による番号の修正</p>

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)		改定案(令和7年2月以降適用版)		改定理由		
14		<p>(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握。</p>	<p>建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事については、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-21。</p>	<p>(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握。</p>	<p>建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事については、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-22。</p>	<p>条文追加による番号の修正</p>
		<p>(8) 改進黨求及び破壊による確認。</p>	<p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改進黨求を行う。</p> <p>② 約款第14条第2項若しくは第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	<p>約款第18条。 （計画図書不適合の場合の、改進黨務、破壊検査等）</p>	<p>(8) 改進黨求及び破壊による確認。</p>	<p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改進黨求を行う。</p> <p>② 約款第14条第2項若しくは第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	<p>約款第18条。 （計画図書不適合の場合の、改進黨務、破壊検査等）</p>	
		<p>(9) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し。</p>	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に不当でない認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当官等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。</p>	<p>約款第16条。 （支給材料及び貸与品） 標仕第1編 1-1-1-19。</p>	<p>(9) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し。</p>	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に不当でない認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当官等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。</p>	<p>約款第16条。 （支給材料及び貸与品） 標仕第1編 1-1-1-20。</p>	

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)			改定案(令和7年2月以降適用版)			改定理由
15		<p>3. 円滑な施工の確保。</p> <p>(1) 地元対応。</p> <p>(2) 関係機関との協議・調整。</p> <p>4. その他。</p> <p>(1) 現場発生品の処理。</p> <p>(2) 臨機の措置。</p> <p>(3) 事故等に対する措置。</p> <p>(4) 工事成績の評定。</p> <p>(5) 工事完成検査等の立会。</p> <p>(6) 検査日の通知。</p>	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p> <p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p> <p>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</p> <p>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。</p> <p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、所長等及び県担当課に報告する。</p> <p>総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき土木部請負工事成績評定実施要領に基づき工事成績の評定を行う。</p> <p>原則として総括監督員、主任監督員は工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会を行う。</p> <p>工事検査に先立って、受注者に対して検査実施日を通</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-42。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-42。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-20。</p> <p>約款 第27条 (臨機の措置)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-26。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-22。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-28。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-26。</p>	<p>3. 円滑な施工の確保。</p> <p>(1) 地元対応。</p> <p>(2) 関係機関との協議・調整。</p> <p>4. その他。</p> <p>(1) 現場発生品の処理。</p> <p>(2) 臨機の措置。</p> <p>(3) 事故等に対する措置。</p> <p>(4) 工事成績の評定。</p> <p>(5) 工事完成検査等の立会。</p> <p>(6) 検査日の通知。</p>	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p> <p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p> <p>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</p> <p>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。</p> <p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、所長等及び県担当課に報告する。</p> <p>総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき土木部請負工事成績評定実施要領に基づき工事成績の評定を行う。</p> <p>原則として総括監督員、主任監督員は工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会を行う。</p> <p>工事検査に先立って、受注者に対して検査実施日を通</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-44。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-44。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-21。</p> <p>約款 第27条 (臨機の措置)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-38。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-27。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-28。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-29。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-27。</p>	<p>条文追加による番号の修正</p>

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月以降適用版)	改定理由
28	別紙-1	<p><b>別紙-1</b></p> <p>施工計画書の省略について。</p> <p>標準仕様書第1編 1-1-1-5 第1項のただし書の取扱いは次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「簡易な工事」とは、設計金額が500万円未満の工事とする。 ただし、次に掲げる工事のいずれかに該当するものは除くものとする。 (1) 指定工法、指定仮設のある工事。 (2) 施工時間及び交通量を考慮し、一般交通に対し影響の大きい工事。 (3) 振動、騒音等公衆災害のおそれのある工事。</li> <li>「緊急を要する工事」とは、災害時の応急処理工事又は災害防止対策のために緊急に対応する必要がある工事とする。</li> </ol>	<p><b>別紙-1</b></p> <p>施工計画書の省略について。</p> <p>標準仕様書第1編 1-1-1-6 第1項のただし書の取扱いは次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「簡易な工事」とは、設計金額が500万円未満の工事とする。 ただし、次に掲げる工事のいずれかに該当するものは除くものとする。 (1) 指定工法、指定仮設のある工事。 (2) 施工時間及び交通量を考慮し、一般交通に対し影響の大きい工事。 (3) 振動、騒音等公衆災害のおそれのある工事。</li> <li>「緊急を要する工事」とは、災害時の応急処理工事又は災害防止対策のために緊急に対応する必要がある工事とする。</li> </ol>	条文追加による番号の修正
30	別紙-3	<p><b>別紙-3</b></p> <p>品質証明</p> <p>1 書類の目的</p> <p>一般の製品と違い、契約前に品質を確認できない土木構造物の特殊性及び製造物責任法（PL法）等に見られる供給者（製造業、施工者等）の自己責任強化の社会的動向から、公共工事においても、受注者自らが、いままです自主的に実施してきた社内検査を品質証明するための書類。 （土木工事標準仕様書第1編 1-1-1-25）</p>	<p><b>別紙-3</b></p> <p>品質証明</p> <p>1 書類の目的</p> <p>一般の製品と違い、契約前に品質を確認できない土木構造物の特殊性及び製造物責任法（PL法）等に見られる供給者（製造業、施工者等）の自己責任強化の社会的動向から、公共工事においても、受注者自らが、いままです自主的に実施してきた社内検査を品質証明するための書類。 （土木工事標準仕様書第1編 1-1-1-26）</p>	条文追加による番号の修正
32	別紙-4	<p><b>別紙-4</b></p> <p>品質証明員届</p> <p>1 書類の目的と関連法規</p> <p>施工計画書作成時及び工事施工中において必要と認める時期及び検査（完成、既成部分、臨時検査）の事前、契約書及び関係図書に基づき、品質確認を行う者の氏名を明らかにするための書類。（土木工事標準仕様書第1編 1-1-1-25）</p>	<p><b>別紙-4</b></p> <p>品質証明員届</p> <p>1 書類の目的と関連法規</p> <p>施工計画書作成時及び工事施工中において必要と認める時期及び検査（完成、既成部分、臨時検査）の事前、契約書及び関係図書に基づき、品質確認を行う者の氏名を明らかにするための書類。（土木工事標準仕様書第1編 1-1-1-26）</p>	条文追加による番号の修正

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月以降適用版)	改定理由
35	様式-3	<p>様式-3</p> <p>工事打合簿</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-2第2項に基づく打合せ内容を下記のとおり確認する。</p>	<p>様式-3</p> <p>工事打合簿</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-8第2項に基づく打合せ内容を下記のとおり確認する。</p>	<p>条文追加による番号の修正</p>
36	様式-4	<p>様式-4</p> <p>履行状況報告書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-34に基づく履行状況を報告します。</p>	<p>様式-4</p> <p>履行状況報告書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-32に基づく履行状況を報告します。</p>	<p>条文追加による番号の修正</p>
37	様式-5	<p>様式-5</p> <p>材料確認書(立会・机上)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-23に基づく検査(確認を含む)を願います。</p>	<p>様式-5</p> <p>材料確認書(立会・机上)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-23に基づく検査(確認を含む)を願います。</p>	<p>条文追加による番号の修正</p>
38	様式-6	<p>様式-6</p> <p>段階確認書(立会・机上)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-23に基づく検査(確認を含む)を願います。</p>	<p>様式-6</p> <p>段階確認書(立会・机上)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-24に基づく検査(確認を含む)を願います。</p>	<p>条文追加による番号の修正</p>

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月以降適用版)	改定理由
62		<p>3. 工事完成後の維持管理等の基礎資料とするためのひび割れの発生状況の調査の実施は以下によること。<sup>4)</sup></p> <p>(1) 適用範囲<sup>4)</sup></p> <p>ひび割れ発生状況調査の対象工種については、下記の1)、2)のとおり<sup>4)</sup></p> <p>1) 高さが5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただしプレキャスト製品は除く。）、内空断面積が25 m<sup>2</sup>以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（ただしPCは除く。）及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門。（ひび割れの有無にかかわらず、ひび割れ調査票の提出が必要。）<sup>4)</sup></p> <p>2) 全てのコンクリート構造物のうち、有害なひび割れ（注1）が発生したもの。（有害なひび割れ（注1）が発生していない場合でも、ひび割れ有無の調査を実施しその結果ひび割れなしの報告（様式自由）を書面にて監督員に報告しなければならぬ。）<sup>4)</sup></p>	<p>3. 工事完成後の維持管理等の基礎資料とするためのひび割れの発生状況の調査の実施は以下によること。<sup>4)</sup></p> <p>(1) 適用範囲<sup>4)</sup></p> <p>ひび割れ発生状況調査の対象工種については、下記の1)、2)のとおり<sup>4)</sup></p> <p>1) 高さが5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただしプレキャスト製品は除く。）、内空断面積が25 m<sup>2</sup>以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（ただしPCは除く。）及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門。（ひび割れの有無にかかわらず、ひび割れ調査票の提出が必要。）<sup>4)</sup></p> <p>2) 1) 以外の鉄筋コンクリート構造物のうち、有害なひび割れ（注1）が発生したもの。<sup>4)</sup></p> <p>※無筋コンクリートについては、耐久性、防水性・水密性等に問題のある有害なひび割れと推測される場合は、その取扱いについて監督員と協議すること。<sup>4)</sup></p>	<p>令和6年2月20日付け技第1038号「土木コンクリート構造物の品質確保における品質確認調査方法の改定について（通知）」【技術管理課】</p>
128		<p>(「1-1-1-1-62 道路施設台帳の作成」関係)</p> <p>新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】<sup>4)</sup></p>	<p>(「1-1-1-1-54 道路施設台帳の作成」関係)</p> <p>新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】<sup>4)</sup></p>	<p>余文追加による番号の修正</p>
133		<p>新潟県道路台帳登録実施方法<sup>4)</sup></p> <p>【道路施設台帳登録までの流れ】<sup>4)</sup></p> <p>①地域機関の道路施設台帳管理責任者（以下「台帳管理者」という。）は、新潟県橋梁・道路施設維持管理支援システムのデータベースから、請元情報入力様式を取得する。<sup>4)</sup></p> <p>②道路施設工事原因者（以下「原因者」という。）からの依頼を受け、台帳管理者は、原因者に請元情報入力様式を提供する。<sup>4)</sup></p> <p>③原因者は、新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁】及び新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】に基づき、受注者に請元情報入力様式を提供し、請元情報の入力依頼する。<sup>4)</sup></p> <p>④受注者は、請元情報を様式に入力し、橋梁についてはマイクロフィルム及びマイラー図面と併せて、原因者に提出する。<sup>4)</sup></p> <p>⑤原因者は、入力された情報の内容を確認の上、台帳管理者に提出する。<sup>4)</sup></p> <p>⑥台帳管理者は、提出された情報の内容を確認し、道路施設維持管理システムに請元情報入力様式を登録する。<sup>4)</sup></p> <p>※1 原因者から台帳管理者への入力情報提出は、供用開始時までとする。<sup>4)</sup></p> <p>※2 地域機関の維持管理課が発注する補修や補強等の工事は、台帳管理者と原因者が同一となる。<sup>4)</sup></p> <p>※3 補修や補強などの工事の場合、マイクロフィルム及びマイラー図面の作成は不要。<sup>4)</sup></p> <p>※4 請元情報は電子納品対象物とし、新潟県電子納品実施要領に基づき、「QHRC」フォルダ内に「その納品シリアルファイル」フォルダを作成し、そこにシステムから出力されるファイル名及び図面番号を添付して保存する。<sup>4)</sup></p>	<p>新潟県道路台帳登録実施方法<sup>4)</sup></p> <p>【道路施設台帳登録までの流れ】<sup>4)</sup></p> <p>①地域機関の道路施設台帳管理責任者（以下「台帳管理者」という。）は、新潟県橋梁・道路施設維持管理支援システムのデータベースから、請元情報入力様式を取得する。<sup>4)</sup></p> <p>②道路施設工事原因者（以下「原因者」という。）からの依頼を受け、台帳管理者は、原因者に請元情報入力様式を提供する。<sup>4)</sup></p> <p>③原因者は、新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁】及び新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】に基づき、受注者に請元情報入力様式を提供し、請元情報の入力依頼する。<sup>4)</sup></p> <p>④受注者は、請元情報を様式に入力し、橋梁についてはマイクロフィルム及びマイラー図面と併せて、原因者に提出する。<sup>4)</sup></p> <p>⑤原因者は、入力された情報の内容を確認の上、台帳管理者に提出する。<sup>4)</sup></p> <p>⑥台帳管理者は、提出された情報の内容を確認し、道路施設維持管理システムに請元情報入力様式を登録する。<sup>4)</sup></p> <p>※1 原因者から台帳管理者への入力情報提出は、供用開始時までとする。<sup>4)</sup></p> <p>※2 地域機関の維持管理課が発注する補修や補強等の工事は、台帳管理者と原因者が同一となる。<sup>4)</sup></p> <p>※3 補修や補強などの工事の場合、マイクロフィルム及びマイラー図面の作成は不要。<sup>4)</sup></p>	<p>修正（「新潟県道路施設台帳作成要領」に台帳情報の提出時期・方法等を詳細に定めているところであり、「なお～」以降の記載は混乱を招く恐れがあるため）【道路管理課】</p>